

平成 29 年度 内部環境監査について

上越市環境マネジメントシステム(JMS)の内部環境監査は、平成 26～28 年度で、全ての課等及び部門を 1 巡したため、今年度は過去 3 カ年に重大な不適合が指摘された課等を対象に、その改善状況を確認するために実施した。

併せて、環境改善活動が計画どおり実施されているか、法的要求事項が遵守されているか等について確認を行った。

なお、部門の監査については、過去 3 カ年に重大な不適合がなかったことから実施しなかった。

1 対象課

平成 26～28 年度の内部環境監査において重大な不適合が指摘された 8 課等

2 実施期間

平成 30 年 1 月 29 日(月)～2 月 2 日(金)

3 評価基準

重大な不適合

システムが構築・運用できていない(環境推進員への報告及び決裁が行われていない)。

前回監査の指摘事項に対し、適切な是正処置が講じられていない。

法的要求事項登録票への登録及び進捗管理が行われていない。

法基準値又は自主基準値が未達成にもかかわらず、是正処置報告書が作成されず、事務局へも未報告である。

環境目的目標が 2 期連続未達成にもかかわらず、是正処置報告書が作成されず、事務局へも報告である。

軽微な不適合

法的要求事項の登録漏れがある(法令は遵守しているが、法的要求事項の未登録)。

法的要求事項の手順書に不備がある。

法的要求事項の自主基準値が設定されていない。

エネルギー消費量について、四半期ごとに環境推進員への報告及び決裁が行われていない。

観察

文書管理に不備がある(最新の状態がわかるようにつづられていない。新年度と旧年度のものが混在して綴られている)。

日常研修及び教育訓練の実施時期の検討(適切な実施時期となっていない)。

手順書に不備がある(手順書が更新されていない)。

助言

環境方針や JMS 環境改善活動の三つのテーマが掲示されていない。

自主基準値設定根拠が明確化されていない。

4 結果

重大な不適合 1 課、軽微な不適合 5 課等、観察 6 課等、助言 1 課

詳細は別紙のとおり

	部門名	課等名	重大な不適合	軽微な不適合	観察	助言
1	総務管理部門	総務管理課	○	○	○	-
2	総務管理部門	秘書課	-	-	○	-
3	自治・市民環境部門	大島区総合事務所	-	○	○	-
4	自治・市民環境部門	大湊区総合事務所	-	-	-	-
5	都市整備部門	都市整備課	-	○	-	
6	教育委員会	学校教育課	-	○	○	-
7	教育委員会	文化行政課(総合博物館・小林古径記念美術館)	-	○	○	-
8	ガス水道局	施設整備課(浄水センター)	-	-	○	○
合計			1	5	6	1

5 確認監査

重大な不適合及び軽微な不適合があった課等は、2月下旬までに是正処置を行い、事務局では、是正処置後の状況を確認するため、3月上旬に確認監査を実施した。